

神戸製鋼グループ 贈収賄防止ポリシー

1. 株式会社神戸製鋼所およびその子会社（以下「当社グループ」と総称します。）は、日本国内外問わず、適用を受け得る全ての贈収賄禁止法令・ガイドライン等（以下「贈収賄禁止法令等」といいます。）を遵守し、いかなる理由があろうとも、贈収賄行為を承認、許容することはありません。
2. 当社グループは、贈収賄禁止法令等に違反する行為を未然に防止する上で必要な制度の整備および運用を行うとともに、贈収賄禁止法令等に違反する行為やその疑いを早期に発見するよう努めます。当社グループにおいて贈収賄禁止法令等に違反する行為やその疑いが認知された場合には、当社グループは、速やかに事実関係を調査のうえ、贈収賄禁止法令等に違反する行為の停止、贈賄と評価されるおそれのある支払の停止、関係当局への通報や調査協力等の適切な措置を講じます。
3. 当社グループは、当社グループの取締役および執行役員ならびに従業員および嘱託その他の者（以下「従業員等」と総称します。）に対して、贈収賄禁止法令等および当社グループの関係規程を遵守するよう要請します。当社グループの従業員等において贈収賄禁止法令等または当社グループの関連規程に違反する行為が認められた場合には、当社グループは、就業規則等に基づき当該従業員等を厳正に処罰します。
4. 当社グループは、当社グループとお取引いただいている代理店、代理人、エージェント、コンサルタント、販売業者等（以下「ビジネスパートナー」と総称します。）に対しても、贈収賄禁止法令等を遵守いただくよう要請します。万一、当社グループのビジネスパートナーにおいて贈収賄禁止法令等に違反する行為が認められた場合には、当社グループは、本贈収賄防止ポリシーに則り、取引の拒絶を含め厳正に対処します。